

第5節 産業災害予防計画資料

1 第11次労働災害防止計画（厚生労働省計画抜粋）

(1) 計画の期間

平成20年度～平成24年度

(2) 計画の目標

死亡者数について対平成19年比で20%以上、死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させることを期するほか、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目標とする。

(3) 計画の概要

ア 自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等を図る。

イ 特定災害対策

機械災害、墜落・転落災害、交通労働災害、爆発・火災災害について防止対策を促進する。

ウ 労働災害多発業種対策

労働災害多発業種である製造業、建設業、陸上貨物運送業、林業、第三次産業等に対し、各業種に対応した労働災害防止対策を講じる。

エ 職業性疾病等の予防対策

粉じん障害、腰痛、振動・騒音障害、熱中症、酸素欠乏症等、その他の職業性疾病に対し、予防対策の徹底、促進を図る。

オ 石綿障害予防対策

カ 化学物質対策

キ メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ク 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化、健康づくり、快適職場づくりを推進する。

ケ 安全衛生管理対策の強化について

安全衛生教育の効果的な推進、中小規模事業場対策、就業形態の多様化等に関する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応を図る。

コ 効率的・効果的な施策の推進について

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携、各対策の効果の分析・評価等を実施する。

2 福岡県鉱山災害予防計画（福岡県地域防災計画抜粋）

(1) 監督官署による予防計画

鉱山保安法及び同法に基づく石炭鉱山保安規制、金属鉱山等保安規制による指導及び監督を行う。

ア 鉱務監督官その他の職員により巡回検査、総合検査、特定検査、性能落成検査及び特別検査を実施する。

イ 鉱山保安法、石炭鉱山保安規制、金属鉱山等保安規制、石炭鉱業合理化臨時措置法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、監督指導を強化し、特に重大災害の防止を推進する。

また、鉱害の防止については操業中の鉱山はもちろんのこと休廃止鉱山についても監督又は指導等を強化する。

(2) 自主予防対策

鉱山保安法、石炭鉱山保安規制及び金属鉱山等保安規制に基づき保安管理体制を確立し、保安施設及び機器等の点検整備、保安技術の開発普及、保安教育の徹底等鉱山災害防止対策を推進する。

(3) 休廃止鉱山の災害予防計画

危害又は鉱害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない鉱山に係る、ボタ山の災害防止工事、捨石又は鉱さいたい積場の鉱害防止工事、坑口の閉そく等、危害防止工事について助成策を講じ、災害の防止に努める。

3 市内ボタ山崩壊防止区域指定一覧表（福岡県地域防災計画抜粋）

防 止 ボタ山名	所 在 地	指 定 面 積	告 示 番 号 指 定 年 月 日
木屋の瀬 1 2 号	八幡西区木屋瀬	19.30ha	建 966号 S 34. 4. 7
木屋の瀬 1 3 号	〃	7.10	〃
木屋の瀬 2 号	〃	3.65	建2118号 S 35.10. 1
木屋の瀬 5 号	〃	1.81	〃
木屋の瀬 3 号	〃	3.23	〃
笹 田 6 号	〃	0.73	建1189号 S 38. 4.13

(19. 3)